

証明書の発行について

今後、卒業生の皆さんは証明書が必要な場合、次のような手続きが必要です。
ご不明な点がございましたら、担当（事務室）までお問い合わせください。

申請するとき

証明書は、本人から依頼があった場合に発行します。

申請手続きは、本人が来校して「証明書発行申請書」に必要事項を自署し、**証明書一通につき400円分の岩手県収入証紙を貼付（ ）**して行うものとします。

やむを得ず本人が来校できない場合は、代理人が申請手続きを行うことができます。その際は、委任状が必要となります。この場合も本人が**自書**することとなります。

個人情報を保護するため、身分を証明する書類（免許証又は保険証など）を提示していただく場合があります。

郵送により申請する場合は、必要事項を記入した書面（証明書発行申請書）と、住所、氏名を記入し切手を貼った返信用封筒を同封してください。

電話、ファックス及びメールで依頼があった場合は、本人であることの確認ができないため、証明書を発行しませんのでご承知おきください。

発行について

証明書は、必要とする部数だけ発行します。（参考：証明書の有効期限は発行日より3ヶ月です。）

発行申請の受付時間は、月曜日から金曜日（ただし休日は除く）の8時30分から17時までです。

申請を受けてから証明書発行までは、おおむね30分以内と見込まれますが、成績証明書や調査書などの場合は、**数日かかる**場合があります。

また、英文の証明書は、学校長のサインが必要になりますので、これよりも時間を要する場合があります。**時間的な余裕をもって手続きしてください。**

詳しいことは、事務室にお問い合わせください。

平成19年4月から、卒業生等が卒業証明書等の交付を受ける場合、岩手県手数料条例の改正により、手数料が必要になる予定です。

対象となる証明書は、**卒業証明書・終了証明書・成績証明書・単位習得証明書・調査書・在籍（在学）証明書**で、**1通あたり400円の岩手県収入証紙を申請書に貼付**します。

岩手県収入証紙は**県内の岩手銀行本支店、田老漁業共同組合等**で購入することができます。

県外の居住者等の方で岩手県収入証紙を購入することが困難な方については、岩手県庁生活共同組合で郵送の販売を受け付けておりますが、現金収納後の発送になる為**時間的な余裕をもって手続きをしてください。**また、郵送等の経費もかかりますのでご了承願います。

詳細については、岩手県庁生活共同組合（019-629-6465）に直接お問い合わせください。

平成19年 2月20日

岩手県立宮古北高等学校長

担 当

〒027-0352

宮古市田老字八幡水神43番2

岩手県立宮古北高等学校 事務室

0193-87-2021 Fax 0193-87-2019